資 料 編

1 アンケート調査の実施概要

(1)調査の目的

この調査は、20歳以上の市民を対象に、地域福祉を一体的・計画的に推進するための意見・要望などを把握するとともに、第三次羽村市地域福祉計画を策定するための基礎資料を得ることを目的として実施した。

(2)調査の内容

調査は以下の内容で、回答者の基本属性、問1から問29までの29問で構成した。

- ① 回答者の属性
- ② 地域での暮らしについて (問1~問10)
- ③ 行政と地域住民との関わりについて(問11~問12)
- ④ 地域活動の参加について (問 13~問 16)
- (5) 市の福祉施策や制度・サービスについて (間 17~間 29)

(3)調査の対象者と方法

① 調査対象 羽村市に居住する 20 歳以上の男女

② 抽出方法住民基本台帳からの無作為抽出

③ 調査時期 平成 18 年 12 月 13 日~12 月 27 日

④ 調査方法郵送調査法

(4) 回収結果

サンプル数	回収数	有効回収数有効回収基	
1,000	491	486	48.6%

(5)調査の報告

アンケート結果については、平成 19 ± 3 月に**「地域福祉計画ニーズ調査報告書」**として取りまとめた。

2 羽村市地域福祉計画審議会条例

平成13年10月1日 条例第25号

(設置)

第1条 羽村市の地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定に関する 調査及び審議を行うため、羽村市地域福祉計画審議会(以下「審議会」という。) を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定に関し必要な事項を 調査及び審議し、市長に答申する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 知識経験者 2人以内
 - (2) 市内福祉施設の代表者 3人以内
 - (3) 市内福祉関係団体の代表者 5人以内
 - (4) 市内の公共的な団体の代表者 6人以内
 - (5) 市民公募委員 4人以内 (平18条例35·一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市長への答申をもって終了する。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決する ところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて 意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

- 第8条 審議会に必要に応じて専門部会を置き、専門分野ごとの調査及び検討を行わせるものとする。
- 2 専門部会は、会長が指名する委員及び市職員のうちから市長が任命する者を もって組織する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門部会の運営に関する事項については、会長 が別に定める。

(庶務)

第9条 審議会及び専門部会の庶務は、地域福祉計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 地域福祉計画審議会 委員名簿

◎会長 ○副会長

			◎会長	○副会長
	構成	所 属	氏	名
1	知識経験者	福祉行政経験者	〇 井上	克己
2	XII	権利擁護センターぱあとなあ東京	川村	孝俊
3	市内福祉施設の代表者	NPO 法人障害者団体連絡会 そよかぜ	堀内	政樹
4		特別養護老人ホーム 羽村園	青柳	臣活
5		太陽の子保育園 (地域子育て支援センター)	大庭	嘉雄
6	市内福祉関係団体の 代表者	小地域ネットワーク活動団体	杉本	節子
7		小地域ネットワーク活動団体	飛田	一郎
8		ボランティア団体連絡協議会	浜本	栄子
9		老人クラブ連合会	小山	徳幸
10		民生委員協議会	竹田	ヤス子
11	市内の公共的な団体の代表者	町内会連合会	山本	啓史
12		羽村市社会福祉協議会	◎ 関谷	博
13		羽村市商工会	島田	哲一郎
14		青少年対策地区委員会	小松	美夫
15		福生防犯協会女性防犯指導員 羽村支部	加藤	チエ子
16		健康づくり推進員	古川	光昭
17	市民公募委員	市民公募委員	木下	正彦
18		市民公募委員	本田	明子
19		市民公募委員	佐藤	由美
20		市民公募委員	栗原	玉

4 地域福祉計画審議会 審議経過

	開催日	審議内容等	
第1回	平成 19 年 2 月 23 日	・委嘱状の交付・会長及び副会長の選出・計画の概要と位置付けについて・今後のスケジュールについて	
第2回	3月29日	・アンケート調査結果の報告について ・第二次羽村市地域福祉計画の達成状況について	
第3回	5月10日	・第二次地域福祉計画の総括(事業レベルの現状と課題)について・第三次地域福祉計画のイメージフローについて	
第4回	6月27日	・第二次地域福祉計画の総括(事業レベルの現状と課題)に ついて ・第三次地域福祉計画の基本的な考え方について	
第5回	7月30日	・地域福祉計画の構成と具体的施策の展開について	
第6回	9月11日	・地域福祉計画における具体的施策内容の検討	
第7回	10月17日	・地域福祉計画における施策内容及び体系案の検討	
第8回	11月15日	・地域福祉計画答申案について	
	11月28日	市長へ答申	

5 用語解説

あ

*新しい公共

中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策について」(平成14年7月)では、「個人や団体が地域社会で行うボランティア活動やNPO活動など、互いに支えあう互恵の精神に基づき、利潤追求を目的とせず、社会的課題の解決に貢献する活動が、従来の『官』と『民』という二分法では捉えきれない、新たな『公共』のための活動とも言うべきものとして評価されるようになってきている。」として「新しい公共」が表現されている。

一般的には、市民、市民団体、事業者及び行政が協働して創出し、共に担う公共をいう。従来の「公・私」二元論から「私・公共・公」への三元論の必要性が指摘されている。

*インフォーマルなサービス (informal service)

インフォーマルは「非制度的(公の制度にもとづかない)」という意味。フォーマル(公式・制度的)の反対語として使われる。

個人をとりまく家族・親族、友人、近隣、ボランティア等による非公式な支援の総称。援助を必要とする個人が、それまで築いてきた私的な人間関係において互助的に交換される尊重や愛情のような情緒的・精神的支援から、助言や情報提供、物や金銭の提供及び介護や家事援助などの具体的な支援までを含む概念。

*ウェルビーイング

日本では、「ウェルフェア(welfare)」と「ウェルビーイング(well-being)」は、ともに福祉と訳されることが多かった。しかし、現在では、対象を限定した生活保障として行われる保護的、事後的な概念を「ウェルフェア」としてとらえ、さらに個々人の自己実現を志向する積極的な概念、すなわち健康性・充足性や幸福性・安寧性を包含する概念を「ウェルビーイング」として理解する傾向が広がっている。

か

*介護サービス情報の公表

介護サービス事業者が、サービス利用者が適切にサービスの選択ができるように、介護サービス情報の公表を行うもの。従来からある第三者評価はサービスの 良否を評価機関が判断するという考え方であるが、介護サービス情報の公表は、 公表された情報をサービス利用者が評価するという考え方をもとにしている。

*介護支援専門員 (ケアマネジャー)

援助の過程において、利用者の自立を助けるための専門知識と技術を持ち、利用者と社会資源の結び付けや関係機関・施設との連携など、生活困難な利用者が必要とする保健・医療・福祉サービスの調整等を図る(ケアマネジメント)役割をもつ援助者(国家資格職)のこと。介護保険制度では、ニーズとサービスの間の円滑で効率的な調整を行うため、制度として介護支援専門員によるケアプランの作成が導入されている。

*介護予防マネジメント

介護認定において、要支援1・2と認定された虚弱な高齢者に対し、要介護状態への進行を防ぐため介護予防サービスプランの作成等の一連の調整を指す。具体的には地域包括支援センターがアセスメントを行い、①利用者の状態に応じた目標を設定、②本人を含め様々な専門家が協力して利用者の自立に資するサービスプランを作成、③サービス利用の効果などを定期的に評価する。

他に、介護保険の認定を受ける程ではないが、要介護状態になるおそれの高い 高齢者(特定高齢者)に対し、筋力向上トレーニングや認知症予防、口腔ケア、 閉じこもり防止などのトレーニングメニューの提供など、広い意味での介護予防 サービスプラン(地域支援事業)などを含む概念としても使われる。

*機能(テーマ)型コミュニティ

コミュニティとは、自主性と責任を自覚した人々が、問題意識を共有する者同士で自発的に結びつき、ニーズや課題に機能的に対応する人と人のつながりの総体のことを言うとされる。

これまでの町内会や自治会など地域の地縁型組織・団体による取り組みを核として、同じ生活圏域に居住する住民間で作られる「地域(エリア)型コミュニティ」に対し、ボランティア団体や市民活動団体などを中心にして、必ずしも地域にとらわれず、福祉や教育、まちづくりなどの特定の関心事・テーマのもとに有志が集まって形成される「機能(テーマ)型コミュニティ」があるとされ、国民生活審議会総合企画部会 2005年報告『コミュニティの再興と市民活動の展開』のなかで提言されている。

*虐待防止連絡会議(高齢者)

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(通称:高齢者虐待防止法)に基づき、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を行うため、羽村市では関係機

関、民間団体等との連携協力体制を整備することを目的として、羽村市高齢者虐 待防止連絡会議や虐待対応ケア会議を置いている。

* 高齢者筋力向上トレーニング事業

虚弱状態にあり、今後要介護状態に移行するおそれのある 65 歳以上の在宅高齢者を対象に、トレーニング機器などを使った運動により筋力を向上させ、日常生活動作の改善や行動意欲の回復を図るためのトレーニング。

*子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関する総合的支援機関として、あらゆる相談に応じるほか、子育てサークルやボランティアの育成などの地域組織化支援なども行っている。羽村市では市役所内に設置している。

*コーディネーション機能

「調整者」としての役割のこと。ボランティアとそれを求める団体や個人の間を取りもったり、ボランティアの人的資源や物的資源、財政的資源などを効果的・効率的に活用したり、しくみを調整すること。

* 災害時要援護者登録制度

災害時に自力での避難等が困難な要援護者などを対象に、災害時要援護者台帳 の登録に同意した方に、地域での情報伝達や避難援助などが受けやすいようにす る制度。

* 在宅介護支援センター

在宅の要介護高齢者等に対し、介護などに関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように支援するとともに、関係機関との連絡調整を行い、高齢者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とした施設。

* 指定情報公表センター

都道府県知事の指定を受けて、介護サービス情報の公表に関わる運営管理を行う機関で、都道府県が策定した公表計画に基づき、事業者からの報告書の受理、介護サービス情報の公表などの業務を行う。

介護保険制度は、利用者自らが介護サービス事業者を選択し利用する制度であることから、利用者本位の介護サービスを実施するために設置された機関で、現

在、東京都では、財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団が指定情報公表センターとなっている。

*市民活動センター

福祉分野にとどまらず、市民、市民活動団体、NPO等の幅広い領域の活動に対する相談や情報提供の支援を行うとともに、相互連携や交流の促進を図り、総合的に市民活動を支援していく機関。

* 社会貢献活動団体

営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として、市民が主体的に 取り組む活動を継続的に行う民間の非営利団体。

* 社会福祉協議会

地域福祉を推進する中核的な機関として「社会福祉法」で位置付けられている 公共的性格を有する民間機関(社会福祉法人)。同法第109条では、市町村社会福 祉協議会の事業内容、第110条では、都道府県社会福祉協議会の事業内容が規定 されている。在宅福祉サービスの実施や地域住民の組織化、小地域福祉活動の推 進、ボランティア活動、福祉教育の推進などを住民主体の理念のもとに行ってい る。

全国社会福祉協議会は「社会福祉協議会基本要項」を定め、その「性格」、「活動原則」、「機能」は、すべての社会福祉協議会として共通のものとして整理している。

*社会福祉法第107条

(法律引用)市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

*障害者自立支援法

障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本 法の基本的理念にのっとり、これまでの障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた障害福祉サービスや公費負担医療について、共通の制度のもとで一 元的に提供するしくみとして創設され、平成18年4月より施行された。

* 障害者生活支援センター

在宅障害者の地域生活を支援するため、相談や情報の提供、福祉サービスの利用援助、総合的な調整等を行う施設。市では、福祉センター内に設置している。

* 小地域ネットワーク活動

誰もが住みなれた地域で安心して生活できるよう、地域住民が中心となり、福祉・保健・医療関係者の協力を得て進める個別支援ネットワークの活動。全国的に社会福祉協議会活動の重要な柱として取り組まれている。声かけ、訪問活動、家事支援、介護支援などの活動を展開している。

* 生活の質

QOL (quality of life: クオリティ・オブ・ライフ)の訳語。人が人として有意義に生きるにはどうしたら良いかというテーマにおいて、自分の生存状態についての、満足、生きがいなどの意識を含む全般的な主観的幸福度。

* 成年後見制度

「民法」の一部改正が施行されたことに伴って、平成12年4月から開始された制度。判断能力が不十分な人の生活と財産の保護を目的としており、その理念は、自己決定の尊重・残存能力の活用・ノーマライゼーションの実現等を目指している。高齢社会への対応のため、また知的障害者・精神障害者の福祉の充実のため、従来の(準)禁治産制度を抜本的に改めた法定後見制度と新設した任意後見制度から成り立っている。

* 先駆型子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるほか、従来ある子ども家庭支援センターの機能に、児童虐待の予防的取り組みを強化し、地域における見守りサポート事業を新たに加え、子ども家庭在宅サービス(ショートステイ、一時保育、産後育児支援へルパー等)の提供・調整、サークル支援やボランティアの育成等、地域の子どもと家庭に関する総合的な支援を行う機関。

*ソーシャル・インクルージョン (social inclusion)

「社会的包含」と訳されることがある。ノーマライゼーション理念の発展とも位置づけられる。インクルージョンは、「包み込む」の名詞形で、高齢者も子どもも、あらゆる人が必要な支援を受けながら地域に包み込まれて暮らすという考え方。

*ソーシャル・キャピタル (social capital)

社会学、政治学、経済学、経営学などにおいて用いられる概念。人々の協調行動が活発化することにより社会の効率性を高めることができるという考え方のもとで、社会の信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の重要性を説く概念。人間関係資本、社交資本、市民社会資本とも訳される。

た

*地域活動支援センター

精神障害者などの障害をもつ方を対象に、相談や就労支援・生活支援・社会参加支援・憩いの場づくり支援などを行う福祉施設。羽村市では福生市と共同で「地域活動支援センター(ハッピーウィング)」を開設し運営している。

* 地域福祉権利擁護事業

福祉サービスが利用者主体の選択と契約に基づき供給されるしくみとなりつつあるなかで、成年後見制度を補完する形で、認知症高齢者など自己決定能力の低下した者の福祉サービス利用を支援するための事業。社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類などの預かりなどの支援を行っている。

*地域包括支援センター

高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護高齢者等の自立した日常生活を包括的・継続的に支援する、地域包括ケアシステムの中核機関。

*地域包括支援センター相談連絡所

介護や生活支援に関するさまざまな相談及び情報提供や地域の高齢者の実態把握、保健福祉サービスの利用申請受付を行う機関。

*地域密着型サービス

平成17年(2005年)の介護保険制度改正によって、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として創設された。

サービスには、①夜間対応型訪問介護、②認知症対応型通所介護、③小規模多機能型居宅介護、④認知症対応型共同生活介護、⑤地域密着型特定施設入所者生活介護、⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の 6 種類があり、サービスの基盤整備は市町村単位で行われ、原則として当該市町村の住民のみが利用できる。

*地域を基盤とする(エリア型)コミュニティ

町内会や自治会など地域の地縁型組織・団体による取り組みを核として、同じ 生活圏域に居住する住民の間で作られるコミュニティ(つながり)のこと。

* 東京都国民健康保険団体連合会

国民健康保険の保険者が、診療報酬の審査支払い等のために共同して設立している法人。介護保険においては、介護サービス費の請求に関する審査支払、介護サービスに関する調査等を行う。

*特定非営利活動法人(NPO)

民間非営利組織のこと。「ノン・プロフィット・オーガニゼーション (non profit organization)」の略。利潤を目的とせず、社会的な活動を行う同様の民間組織で、自発的で主体的なテーマ型コミュニティ。行政にとってNPOとの適切な協働がこれからの課題となっている。

*ドメスティック・バイオレンス (domestic violence)

DVと使用されることが多い。家庭内暴力と直訳されるが、一般的には、夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力のことを指す。身体的暴力に限らず女性の思考や行動を萎縮させるような、心理的な暴力も含まれる。

な

*認知症予防ファシリテーター(認知症予防プログラム支援者)

認知症の発症予防や遅延に有効と思われる行動を習慣化するために、専門知識、技術を習得し、認知症予防プログラムの活動を支援する人。活動を指導するのではなく、参加者に有酸素運動や知的活動の効果などの情報を提供し、それに基づいて参加者が行う意思決定を尊重して支援を行う。

*ノーマライゼーション

障害の有無にかかわらず誰もがふつう(ノーマル)に生活し活動できる生活条件(環境や制度)を作り出すこと。

WHOの概念によると、個人的な状況だけでなく、参加の制限や活動の制約といった社会的状況についても、障害の態様の一つであるととらえ、障害者の社会的役割を実現することこそが重要であるとされている。

福祉の基本理念の一つであり、国連が国際障害者年(1981年)及び国連障害者の10年のなかで強調したこともあって、国際的に浸透した。

*パブリックコメント

行政が政策、制度等を決定するときに、市民の意見を聴いて、それを考慮しながら最終決定を行うしくみ。行政の意思決定過程の公正を確保し、透明性の向上を図るとともに、多様な意見や情報をふまえて意思決定を行うことを目的としている。

*福祉教育

社会福祉についての理解と関心を深め、主体的な参加を促すことを目的とする教育・学習活動の総称。学校教育における児童・生徒に対する「福祉の心」の教育、社会教育や社会福祉協議会における地域住民に対する「生活課題の解決」などの実践教育、大学や専門学校等における社会福祉従事者養成のための専門教育の三つに大別される。

*福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービス利用者の苦情などを適切に解決し、利用者の権利の擁護を目的として都道府県の社会福祉協議会に設置される機関。

福祉サービスの利用者が事業者とのトラブルを自力で解決できないときに、専門知識を備えた委員が中立な立場から解決に向けた仲介を行う。

*福祉サービス第三者評価制度

事業者の提供する福祉サービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者機関が 専門的かつ客観的な立場から評価すること。個々の事業者が事業運営における具 体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果を 利用者に情報提供し、適切なサービスの選択ができるようにするための制度。

*ふれあいサロン

平成7年(1995年)に全国社会福祉協議会が提案した住民の自発的な活動形態の一つの名称。「地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動」と定義されている。活動の対象は高齢者、障害者、子育て中の保護者など多様であり、活動場所も自宅開放や地域の会館など、地域の実情に即して展開している。

ま

* 民生委員・児童委員

地域福祉の身近な相談相手として「民生委員法」により設置が認められている制度的ボランティア。具体的職務内容は、①住民の生活状況の把握、②援助を必要とする者への相談、助言等の援助、③福祉サービス利用者のための情報提供、④福祉事務所や社会福祉関係機関との連携・協力、⑤住民の福祉増進のための活動などを行っている。

*モラル・ハザード (moral hazard)

規律の喪失、倫理観の欠如した状態のこと。危険回避のための手段やしくみを整備することにより、かえって人々の注意が散漫になり、危険や事故の発生確率が高まって規律が失われることを指す。

や

* 友愛訪問員

元来は、ケースワーカーの起源となる欧米におけるフレンドリービジターの訳語として使われる。慈善組合協会(COS)で実施されたもので、貧困家庭などを訪問し、その道徳的指導や家庭調査した人たちを指す。その活動が科学的かつ専門的発展し、後のケースワークの体系化につながった。また、東京都の老人福祉施策の一つとして1973年に開始されたもので、市が委嘱し、ひとり暮らしや援護が必要な高齢者のみの世帯などの定期訪問活動や援助事業に携わっている。

* 要保護児童対策地域協議会

平成16年(2004年)の児童福祉法改正において、市町村の児童家庭相談体制の強化を図るための規定が強化された。児童虐待をはじめとする要保護児童の早期発見や援助、保護を図るため、地域の関係機関や民間団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで援助していくためのネットワークであり、参加機関・団体には守秘義務が課せられている。

<u>6</u>

* 老人クラブ

高齢者の心身の健康の増進を図り、老後生活を健全に豊かにすることを目的とした自主的かつ中立的な組織。老人福祉法では、「地方公共団体は老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者に対して、適当な援助を

するように努めなければならない」旨を規定しており、これに基づいて国は①単位老人クラブ活動費、②市町村老人クラブ連合会活動促進費、③高齢者相互支援推進・啓発事業、等の援助を行っている。概ね60歳以上の者を会員とした組織で、主な活動内容としては、社会奉仕活動、教養講座、スポーツ活動などが行われている。

わ

*ワークショップ

指導者から参加者への一方的な知識や技術の伝達だけでなく、参加者が主体となって積極的に参加し、体験を重視し、双方向性や相互作用を活かした参加体験型のグループによる学習や創造の場。